

中小企業のみなさまのための自動車共済です

関自共 自動車共済



事故受付は 24 時間体制

あんしん

使用目的を問わず同じ掛金

ゆとり

相互扶助が目的です

たすけあい



関東自動車共済協同組合

中小企業のみなさまのための 自動車共済です。

「共済」とは「互いに助け合う」という意味の言葉で、
営利を目的とするものではなく、
相互扶助を目的とするところが大きな特徴です。

3つのあんしん

あんしん
1

現在の無事故歴を 引き継ぎます

損保や他共済の無事故等級（ノンフリート等級）およびフリート契約の優良割引率を継承します。

あんしん
2

万一の事故対応も 安心の示談交渉サービス

- ・相手方との示談交渉はもとより、各種書類の作成など事故解決まで誠意を持って対応します。
- ・専門職員によるキメ細かい交渉と、ご契約者には密にご連絡。
- ・訴訟の対応も、顧問弁護士と万全の協力体制をとります。

あんしん
3

全国5つの組合が、 万全の事故・故障対応！

どこで事故や故障が発生しても、全国にある5つの組合が皆様をサポートいたします。お手間や不安を取り除くキメの細かいサービスを提供いたします。

全国自動車共済協同組合連合会

- 北海道自動車共済協同組合
- 東北自動車共済協同組合
- 関東自動車共済協同組合
- 中部自動車共済協同組合
- 西日本自動車共済協同組合



対人賠償共済

示談交渉付

安心の
無制限が
おすすめ！

●共済金をお支払いする主な場合

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負ったときに、被害者1名ごとに自賠責共済等の補償額を超える部分に対し、共済金額を限度に共済金をお支払いします。

●共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被共済者が被った損害。

- ・記名被共済者 ・被共済者の父母、配偶者または子
- ・被共済者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人
- ・被共済者の使用者の業務に従事中の他の使用人(被共済者の範囲がご契約車のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り)ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は補償される場合があります。



対人賠償高額判決例

人身総損害額	裁判日・判決日	被害者・年齢	事故形態	後遺症等級
3億7,829万円	名古屋地裁 平成23年2月18日	大学3年生 (男・21歳)	乗用車ボンネットに伏臥中 走行乗用車から転落	1級1号
3億1,411万円	大阪地裁 平成24年3月16日	ヘアサロン店長 (男・25歳)	バイクで直進中に 右折乗用車と衝突	1級1号

対物賠償共済

示談交渉付

安心の
無制限が
おすすめ！

●共済金をお支払いする主な場合

自動車事故により、他人の自動車などの財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った時に、1事故につき共済金額を限度に共済金をお支払いします。

●共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被共済者が被った損害。

- ・被共済者またはその父母、配偶者もしくは子



対物賠償高額判決例

認容総損害額	裁判日・判決日	損害額内訳	
1億3,450万円	東京地裁 平成8年7月17日	・建物損害……10,904万円 ・パチンコ台……255万円	・逸失利益……2,248万円 ・自販機利益……43万円
1億1,798万円	大阪地裁 平成23年12月7日	・積荷損害……11,679万円 ・輸送費……119万円	

対物超過修理費用特約

●共済金をお支払いする主な場合

対物賠償が支払われる場合で相手自動車全損となり、修理費用が時価額を超える場合に、その超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故日の翌日から6ヵ月以内に相手自動車を修理された場合に限り)

対人・対物賠償共済共通のお支払いできない主な場合

- ・被共済者の故意による損害 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子に対する損害
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波、革命、内乱、紛争、台風・高波・洪水、核燃料物質等による損害
- ・ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること。またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害

人身傷害共済 自動車事故でケガをしたとき

● 共済金をお支払いする主な場合

自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中に死傷されたり、後遺障害を被られた場合、約款の人身傷害条項損害額基準により算出された共済金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくご契約タイプ（下表）によって異なります。

○：補償します ×：補償しません

共済金をお支払いする損害	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	借りたお車に搭乗中の事故でケガをした	歩行中または自転車乗車中に自動車にはねられた	下宿しているお子様が無保険車にはねられた
基本補償 (ご契約車搭乗中のみ補償)	○	× ^{※1}	×	×
車外事故特約 ^{※2}	○	○	○	○

※1 他車運転特約により補償の対象となる場合があります(自家用8車種) ※2 記名被共済者が個人の場合のみ付帯可能です。

車外事故特約の場合、次の方々が補償の対象(被共済者)となります。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様

※記名被共済者とはご契約のお車を主に使用される方で共済証書の被共済者欄にお名前が記載された被共済者をいいます。

1. 人身傷害共済をご契約のお客様が自損事故を起こされた場合、お客様に生じた総損害額に対し人身傷害共済から、人身傷害共済の共済金額を限度に共済金をお支払いします。
【ご注意】人身傷害共済から損害が補償される場合には、自損事故傷害特約から共済金をお支払いできません。
2. 記名被共済者が「個人」かつ、同居の親族を含め複数台のお車がある場合で、1台目のお車が当組合または他社で人身傷害共済(保険)に車外事故特約(補償)をご契約中の場合には、2台目以降のお車にお付けいただく人身傷害共済の「車外事故特約」の重複にご注意ください。

POINT

万一の事故でも十分な補償が得られるように、
共済金額は十分な金額で設定してください

共済金額はお車に乗車される方の年齢、収入、扶養家族の有無などに基づいて、下記各年齢別の「総損害額の例」を参考に十分な金額で設定することをおすすめします。

● 総損害額の例(各年齢別の損害額の目安)

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害
25歳	あり(1名)	8,000万円	1億6,000万円
	なし	7,000万円	
35歳	あり(2名)	8,000万円	1億5,000万円
	なし	6,000万円	
45歳	あり(2名)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	
55歳	あり(2名)	6,000万円	1億2,000万円
	なし	5,000万円	
65歳	あり(1名)	4,000万円	9,000万円
	なし	3,500万円	



搭乗者傷害共済



●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます)が自動車事故により、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害を被られた場合に共済金をお支払いいたします。

医療共済金(部位・症状別) ・入院が5日未満 一律1万円をお支払いします。 ・入院が5日以上 傷害の部位・症状に応じて共済金をお支払いします。 ※約款の「医療共済金支払額基準」に従う	死亡	死亡共済金	お亡くなりになった場合にお支払いします。 共済証書記載の搭乗者傷害共済1名共済金額をお支払いします。
	後遺障害	後遺障害共済金	後遺障害の生じた場合に、その障害の程度に応じて共済金をお支払いします。※約款の「後遺障害等級表」に従う。
重度後遺障害特別共済金		重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合にお支払いします。	共済金額の10%をお支払いします。(100万円限度)
重度後遺障害介護費用共済金		※約款の「後遺障害等級表」に従う	後遺障害共済金額の50%をお支払いします。(500万円限度)

自損事故傷害特約

対人賠償共済にセット

●共済金をお支払いする主な場合

自損事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが死亡したり、身体に後遺障害または傷害を被った場合で、それによって生じた損害について自賠償共済(保険)が支払われないときに共済金をお支払いします。

死亡共済金後遺障害共済金 死亡された場合は1,500万円を、後遺障害が生じた場合はその障害の程度に応じて50万円~2,000万円をお支払いします。	介護費用共済金 重度の後遺障害が生じた場合で、かつ介護が必要と認められた場合は200万円をお支払いします。 ※普通共済約款に規定する一定の重度後遺障害をいいます。	医療共済金 治療が必要と認められない程度に治った日までの入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円を、100万円を限度にお支払いします。
-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

④ 人身傷害共済をご契約の場合、ご契約のお車の人身傷害共済から総損害額に対して共済金をお支払いします。(自損事故傷害特約から重ねて共済金をお支払いできません。)

無共済車傷害特約

●共済金をお支払いする主な場合

自動車事故により、被共済者(運転手を含みます)が死傷されたり、身体に後遺障害を被られた場合で、他の自動車が無共済であったなど十分な損害賠償を受けられないときに共済金をお支払いします。

⑤ 人身傷害で補償される場合は人身傷害から優先的に共済金が支払われます。

人身傷害共済・無共済車傷害特約・自損事故傷害特約・搭乗者傷害共済共通のお支払いができない主な場合

- ・被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害・損害
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、革命、内乱、紛争、地震・噴火・津波、台風・高潮・洪水、核燃料物質等によって生じた傷害・損害
- ・異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者に生じた傷害・損害
- ・被共済者が正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害・損害
- ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転によりその本人に生じた傷害・損害
- ・被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害・損害
- ・共済金を受取るべき者の故意などによって生じた傷害・損害(その者の受取るべき金額部分)
- ・ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害

車両共済

一般車両共済

●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が衝突・接触・火災・盗難などの偶然な事故により損害を被った場合に、共済金額を限度にお支払いします。



車対車事故・危険限定

●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が車対車の衝突・接触事故もしくは盗難事故等の走行に起因しない事故により損害を被った場合のみに、共済金額を限度にお支払いします。



共済金をお支払いする損害	車同士の事故 (衝突・接触)	積載物との事故 (衝突・接触)	自転車との事故 (衝突・接触)	飛来中・落下中の 他物との衝突	火災・爆発	盗 難
一般車両	○	○	○	○	○	○
車対車事故・危険限定	○ (条件付)	○ (条件付)	×	○	○	○
共済金をお支払いする損害	窓ガラス破損・ いたずら・落書き	台風・たつ巻 洪水・大潮	墜落・転覆	あて逃げ (相手車不明)	車庫入れ失敗	電柱・ガードレール 等との衝突接触
一般車両	○	○	○	○	○	○
車対車事故・危険限定	○	○	×	×	×	×

○：補償します ×：補償しません 条件付：相手自動車の登録番号、所有者、運転者等が確認できた場合に共済金をお支払いします。

車両共済(車対車事故・危険限定)のお支払いができない主な場合

- ・ご契約者、被共済者または共済金を受取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、革命、内乱、紛争、地震・噴火・津波、核燃料物質等によって生じた損害
- ・詐欺または横領によって生じた損害、故意損害、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ・ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他の自然消耗
- ・タイヤ及びご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
- ・ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害

車両新価特約

●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が事故で全損または新車価格相当額の50%以上の損害が発生し、代替自動車を取得または協定共済金額を超えて修理する場合に新車共済金額を限度に共済金をお支払いします。



車両超過修理費用特約

●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が事故により損害を受け、その修理費用が車両共済金額を超えた場合、共済金額を超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故の翌日から6ヵ月以内にご契約のお車を修理された場合に限りです)



車両無過失事故の特則

相手自動車との衝突・接触事故による車両共済金のお支払いについて、次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすときは、継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。●相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故において、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと当組合が判断した場合。●事故発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確認された場合。

※ご注意「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限りです。

ロードアシスタンスに関する特約とサービス

ロードアシスタンス特約

全車種に
自動付帯
(一部を除く)

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となった場合に、当組合提携のロードサービス業者がレッカーけん引や30分程度の応急処置などを行います。

レッカーけん引

ご契約のお車が事故や故障等のトラブルにより走行不能となった場合に、走行不能となった場所から、お客様の指定する修理工場までレッカーけん引を行います。



レッカーけん引費用、応急処置費用合計で15万円限度(約180kmまで可能)

応急処置

30分程度で対応可能な
応急処置の主な例

走行不能となった場所で30分程度で対応可能な応急処置を行います。バッテリー上がり/キー閉じ込み(セキュリティー装置付き車両など、対象外となる場合があります。)/スペアタイヤ交換(車載の簡易修理キットでの応急処置を含む)/脱輪・落輪の路面への引上げ/冬道スタック引き出し(雪道用タイヤ装着車、雪道用タイヤチェーン装着車に限る)/冷却水補充/など

※バッテリー上がりは1共済期間中3回までとなります

燃料切れ時給油サービス

ご契約のお車が燃料切れにより自力で走行できなくなった場合に、最大10ℓまで無料で、共済期間中に1回に限り提供します。電気自動車の場合は充電、または燃料補給ができるまでレッカーけん引を行います。(30km限度)。その場合、充電代等はお客様のご負担となります。

注 事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡がなく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となりますのでご注意ください。



注 ロードアシスタンス特約をご利用いただいても、ご継続後の等級および事故有係数適用期間に影響しません。気象状況や交通事情などによってはロードサービス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。ご了承ください。一部離島やロードサービス業者の立ち入りが必要な場所は、対応できない場合があります。

ロードアシスタンスの対象とならない場合

- ・被共済者の故意または重大な過失による事故・故障またはトラブル
- ・違法改造車・無免許運転・酒気帯び運転など法令に違反している場合
- ・地震、噴火、津波などに起因する場合
- ・自宅駐車場または、同等と判断できる保管場所での燃料切れの場合
- ・タイヤのスリップなど単なる走行困難な場合(雪道・泥道・砂浜など)
- ・修理工場から他の場所へのレッカーけん引



ロードアシスタンス特約のご利用にあたって

- ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。
ご契約内容を確認させていただいたうえで、ご利用いただけます。
- ロードアシスタンス特約の内容を超過または対象外の作業が発生した場合、その超過分・対象外の作業についてはご利用者様のご負担となります。
- 借りたお車や原付バイク特約で補償する原動機付自転車など、ご契約のお車以外の自動車での事故、故障はロードアシスタンス特約をご利用いただけません。
- ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については共済金としてお支払いします。
- ご利用者様がJAF会員の場合、優遇サービスがあります。

レッカー手配などのご契約自動車のトラブルは

ロードアシスタンス専用デスク

24時間 365日 OK!



0120-80-6324

ロードアシスタンスに関する特約とサービス

ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

オプション

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーけん引された場合に発生した所定の宿泊費用、または移動費用を共済金としてお支払いします。 ※「ロードアシスタンス特約」のレッカーけん引費用のお支払い対象となる場合に限りです。

宿泊費用

事故・故障現場の最寄りホテル等に臨時に宿泊する際に、ご利用者様が負担された1泊分の費用(飲食費用除く)をお支払いします。

**1事故1名につき
宿泊費用(1泊)
1万円限度**

移動費用

事故・故障現場から自宅または出発地もしくは当面の目的地への移動をするために、ご利用者様が負担された交通費をお支払いします。

**1事故1名につき
移動費用
2万円限度**

※レンタカー・タクシーご利用の場合は1事故1台につき2万円限度となります。

引取費用

ご契約のお車がレッカーけん引され、修理工場等にて修理が完了した後、合理的な経路および方法でご契約のお車を引取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。ただし、レンタカーを利用する場合の費用を除きます。

**往路1名分
交通費
15万円限度**

ロードアシスタンス超過費用特約

オプション

大型自動車等

ロードアシスタンス特約のサービス内容を拡大します。

- ・ レッカーけん引費用及び
 応急処置費用の合計限度額 **100万円限度**
- ・ 燃料切れ時給油サービス **最大20ℓ**

この特約のご利用方法や規定などはロードアシスタンス特約に準じます。



事故・故障時代車費用特約

オプション

自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーけん引された場合^{※1}または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間^{※2}のレンタカー費用を共済金としてお支払いします。

- 注 ※1. ロードアシスタンス特約の「レッカーけん引費用」がお支払い対象となる場合、または車両共済のお支払い対象となる場合に限りです。
 ※2. お支払い対象期間は、「レンタカーご利用開始日からその日を含めて30日以内」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」となります。

ロードアシスタンス代車費用特約

オプション

自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーけん引された場合^{※1}に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間^{※2}のレンタカー費用を共済金としてお支払いします。

- 注 ※1. ロードアシスタンス特約の「レッカーけん引費用」がお支払い対象となる場合に限りです。
 ※2. お支払い対象期間は、「レンタカーご利用開始日からその日を含めて30日以内」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」となります。

「事故・故障時代車費用特約」と「ロードアシスタンス代車費用特約」の違い

特約	補償範囲	レッカーけん引する場合		レッカーけん引しない場合		特約がセットできる条件
		事故	故障	事故	故障	
事故・故障時代車費用特約		○	○	○	×	車両共済 付帯あり
ロードアシスタンス代車費用特約		○	○	×	×	—

※「事故・故障時代車費用特約」と「ロードアシスタンス代車費用特約」をあわせて契約することはできません。
 ※「ロードアシスタンス特約」のレッカーけん引費用のお支払い対象となる場合、運転者年齢条件特約、または運転者本人・配偶者限定特約は適用しません。

ノンフリート等級別割引割増制度

共済契約に関するノンフリート等級別割引割増制度

前契約がない場合の新契約は6(S)等級となります。自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方(記名被共済者・車両所有者がいずれも個人)が、2台目以降の自動車(自家用8車種)を新たにご契約される場合で以下の条件を満たすときは、7(S)等級となります。

※自家用8車種とは自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下・最大積載量0.5t超2t以下)、特種用途自動車(キャンピング車)を指します。

新たにご契約される場合

等級	割引・割増率
6(S)	4% 割増
7(S)	34% 割引



無事故実績も引き継ぎます!

他の損保会社(JA共済・全労済等を含みます)での無事故による割引が無駄になりません。

複数所有新規契約7(S)等級適用条件

新たにご契約される2台目以降の記名被共済者・車両所有者がいずれも個人で、かつ下表に該当することが条件となります。

記名被共済者	車両所有者
・他の共済契約の記名被共済者	・他の共済契約の車両所有者
・他の共済契約の記名被共済者の配偶者	・他の共済契約の記名被共済者
・他の共済契約の記名被共済者の同居の親族	・他の共済契約の記名被共済者の配偶者
・他の共済契約の記名被共済者の配偶者の同居の親族	・他の共済契約の記名被共済者の同居の親族
	・他の共済契約の記名被共済者の配偶者の同居の親族

運用する割引率について

前契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割引率を適用します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割引増率、1年～6年の場合は「事故有」の割引増率を適用します。

等級	割増率(%)			割引率(%)																
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

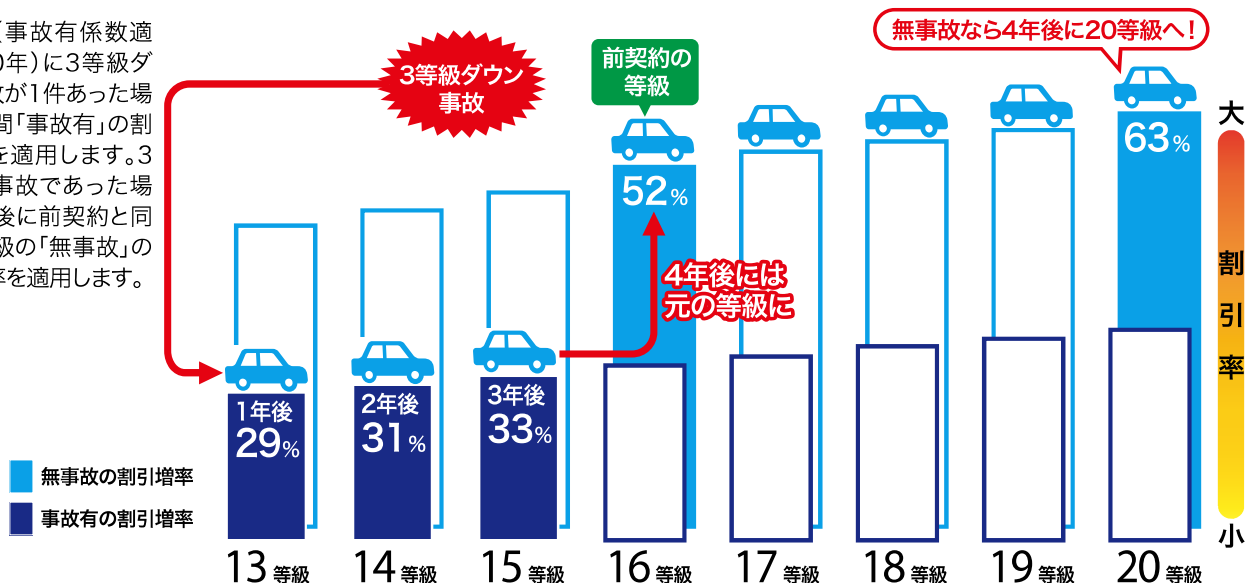
事故有係数適用期間について

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次の通り取り扱います。ただし6年を上限とし、0年を下限とします。

- ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
- ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

●等級と事故有係数適用期間の例 16等級で3等級ダウン事故発生時のイメージ

前契約(事故有係数適用期間0年)に3等級ダウン事故が1件あった場合、3年間「事故有」の割引増率を適用します。3年間無事故であった場合、4年後に前契約と同じ16等級の「無事故」の割引増率を適用します。



運転者年齢条件特約

オプション

- 自家用普通乗用車
- 自家用小型乗用車
- 自家用軽四輪乗用車
- 二輪自動車
- 原動機付自転車

年齢

ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定することができます。

全年齢
補償

21歳以上
補償

26歳以上
補償

30歳以上
補償

35歳以上
補償

※ご契約のお車が原動機付自転車の場合「全年齢」「21才以上」のいずれかをお選びください。

記名被共済者が個人の場合

記名被共済者の年齢区分

年齢条件を以下のいずれかに設定する場合、共済期間の初日における記名被共済者の年齢が、74歳以下の場合と75歳以上の場合は、共済掛金が異なります。

- ・ 21歳以上補償
- ・ 26歳以上補償
- ・ 30歳以上補償
- ・ 35歳以上補償

年齢条件の適用範囲

次の①～④までに該当する方々の中で、設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故に限り共済金をお支払いします。^{※1}

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①～③までの方の業務（家事を除く）に従事中的使用人

※1 運転者本人・配偶者限定特約をセットした場合は①～②に該当する方々にあわせて設定してください。

自動車共済独自の割引と特約

団体割引

共済独自

● 共済金をお支払いする主な場合

協同組合や企業組合等で当組合が定める基準を満たす団体等の場合、団体の構成員の方に適用されます。お取り扱いに際しては所定の条件がありますので、詳細は代理所または当組合までおたずねください。

注：「ノンフリート多数割引」、「フリート多数割引」および「3台契約割引」との重複適用はできません。

福祉施設割引

共済独自

● 共済金をお支払いする主な場合

記名被共済者が社会福祉法に基づく社会福祉法人等で、ご契約のお車が社会福祉施設等で使用する自動車の場合に適用されます。また、ご契約のお車に「福祉車両割引」が適用される場合も重複して適用できます。

注：「公有・準公有自動車割引」との重複適用はできません。

臨時費用特約「まごごろ」

共済独自

治療日数4日目から補償開始のお見舞い費用等補償プラン

● 共済金をお支払いする主な場合

治療日数4日目から補償開始!自動車を運転中に、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担しなければならない時、共済金をお支払いします。1回の対人事故につき、お支払する金額は、被害者1名につき、最高50万円をお支払いします。ご契約期間中、何度事故を起こされても被害者1名あたりの限度額は減額されません。

特長① 契約者または被共済者の範囲にお支払いします。

特長② 使い方は自由です。
たとえば、お見舞いの諸費用など。

特長③ 運転者の本人・配偶者限定や年齢条件に関する特約は、適用されません。

その他の特約とサービス

新車割引

- 自家用普通乗用車 ● 自家用小型乗用車
- 自家用軽四輪乗用車

初年度登録(検査)年月から共済契約始期年月までの経過月数が49ヶ月以内のお車に適用します。

自家用普通乗用車および自家用小型乗用車

経過月数	等級	割引率 (%)				
		対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両
25ヶ月以内	6(S) ^{※1}	37	34	40	40	39
	7(S)	15	14	25	25	17
	上記以外	6	5	18	18	10
26～49ヶ月	問わない					

自家用軽四輪乗用車

経過月数	等級	割引率 (%)				
		対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両
25ヶ月以内	6(S) ^{※1}	25	28	45	45	18
	7(S)	10	12	25	25	9
	上記以外	1	3	18	18	1
26～49ヶ月	問わない					

※1 6S等級の割引率は、事故有係数適用期間が0の場合に限り、1年以上の場合は、上記以外の割引率を適用します。



弁護士費用特約



被共済者に代わって示談交渉ができないときお役に立ちます。(被共済者に過失の無い事故は損害調査担当者が示談交渉にあたるできません。)

● 共済金をお支払いする主な場合

被共済者が自動車事故により身体や所有財物への被害を受けた場合、損害賠償のために弁護士費用や弁護士への法律相談費用を負担した場合に共済金をお支払いします。

- 弁護士費用として1事故1名300万円限度
- 法律相談費用として1事故1名10万円限度

他車運転特約

● 共済金をお支払いする主な場合

記名被共済者が個人の場合で、かつご契約のお車が自家用8車種*である場合に自動付帯されます。他の自動車(自家用8車種*に限り、またご家族の所有自動車等を除きます)を運転中の事故に対し、他の自動車をご契約のお車とみなして賠償責任共済・人身傷害共済・自損事故共済・臨時費用共済・車両共済(所定の要件を満たす場合にかぎります)を適用します。

※自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下、最大積載量0.5t超2t以下)、特種用途自動車(キャンピング車)

臨時代替自動車特約

● 共済金をお支払いする主な場合

記名被共済者が法人の場合に自動付帯されます。ご契約のお車の整備・修理・点検中に臨時に借受けた自動車をご契約のお車とみなして賠償責任共済・人身傷害共済・搭乗者傷害共済・自損事故共済・無共済者傷害共済・臨時費用共済・車両共済(所定の要件を満たす場合にかぎります)を適用します。

原付バイク特約



● 共済金をお支払いする主な場合

記名被共済者またはそのご家族が原動機付自転車(借用車を含みます)を運転中に起こした事故について共済金をお支払いします。

夜間・休日の事故受付ダイヤル

0120-89-8819

- 営業時間内の事故受付などは、ご契約の取扱代理所またはご契約支部にご連絡下さい。
- 「夜間・休日事故受付」とは、ご契約者が当組合の休業日や深夜など時間外に事故を起こした場合、現場などからの報告を受けるとともに現場の応急処置にお困りの時に対応をアドバイスいたします。事故内容の詳細については、後日ご契約の支部からご連絡を差し上げます。

- 平日 17:00から翌朝9:00まで
- 土・日・祝日 終日
- 年末年始 終日



携帯からもOK!

必ずご確認ください

● 契約締結時にご注意いただきたいこと

当組合の自動車共済にはじめてご契約いただく場合には、以下の出資金または員外利用料をお支払い込みいただく必要があります。出資金および員外利用料は、ご契約いただくお車の台数に関係ありません。

- ・組合員資格者の場合：出資金(1口1,000円)
- ・組合員資格者以外の場合：員外利用料(1契約者につき1,000円)

ご契約の際、記名被共済者の氏名、お車の用途・車種・型式・初年度登録年月・排気量・前契約の事故の有無・事故件数などをお知らせください。事実と相違している場合、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。

● 契約締結後にご注意いただきたいこと

- ① 次のような場合、変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけない場合は、以下のお手続き書類のご提出および追加共済掛金のお支払い(など)いただけない場合は、事故の際に共済金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。
 - ・ご契約のお車の用途車種または登録番号を変更する場合
 - ・以下の事項についても遅滞なくご連絡願います。
 - ・ご契約者の住所の変更
 - ・車両共済をご契約の場合で、ご契約のお車の改造や高価な付属品の装置などによりお車の時価が著しく増加する場合
- ② 次のような場合、ただちに取扱代理所または当組合にご通知ください。なお、ご契約の変更手続き前や追加共済掛金をお支払いいただく前に発生した事故については、共済金のお支払いができないことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますのでご注意ください。
 - ・記名被共済者の氏名が変更となる場合

- ・共済金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約条件の変更を希望される場合
- ・本人配偶者限定特約により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合
- ・運転者年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転される場合
- ・買い替えなどにより、ご契約のお車が変更となる場合
- ・ご契約のお車を譲渡する場合……など

● ご契約を中断された場合

ご契約のお車の廃車・譲渡・リース業者への返還・車検切れ・記名被共済者の海外渡航にともない、一時的にご契約を中断された場合、中断後の新たなご契約に、中断前のご契約の等級を適用できる場合があります。なお、ご契約の中断日から13か月以内にお手続きを取らないとこの制度をご利用になれません。

● 解約と解約返戻金など

ご契約後、共済契約を解約される場合には、取扱代理所または当組合にお申し出ください。解約の条件によっては、当組合の定めるところにより掛金を返還、または請求させていただきます。また、返還される掛金があっても多くの場合で払込まれた掛金の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

● 共済金の消滅または共済掛金の追徴事項のご説明

当組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつその損失金を繰越剰余金および諸積立金をもって補うことができなかったときは、総代会の議決を経て、共済金の削減または共済掛金の追徴を行なう場合があります。

● リスクの分散

関東自動車共済協同組合は、組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を締結し、リスクの分散を行なっています。

このパンフレットは、「自動車共済」の概要を表したものです。詳細については、「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。なおご不明な点につきましては取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

お問い合わせ先



東海相互サービス株式会社

〒270-0163 千葉県流山市南流山8丁目2-20
TEL 04-7140-7700 FAX 04-7140-7800
<https://tss-jcn.com/>

2020年1月作成